

お知らせ

情報公開・個人情報制度の運用状況

令和4年度の、情報公開請求および個人情報自己情報開示請求の件数は左記表のとおりです。(年度内に決定した件数です)

区分 (実施機関)	公開請求件数	決定区分			自己情報開示	決定区分		
		公開	一部公開	非公開		開示	一部開示	非開示
町長	10	5	4	1	4	0	4	0
教育委員会	13	1	5	7	0	0	0	0
議会	18	11	2	5	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

日の出町議会議員選挙

問 総務課 広聴広報係 ☎042(588)4116

8月31日任期満了に伴う日の出町議会議員選挙を次のとおり執行します。

告示日 8月15日(火)
投票日 8月20日(日)
選挙会(開票) 8月20日(日)

選挙権



年齢要件 平成17年8月21日以前までに生まれた方
住所要件 令和5年5月14日以前までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、投票日まで引き続き町内に住所を有する方(5月15日以降に転入届出された方は、投票できません。)

郵便による不在者投票

身体が不自由で投票所に行くことが困難な場合に、郵便等を利用して投票を行う制度です。利用には「郵便等投票証明書」の交付が必要です。対象要件は次のとおり。

- ①「身体障害者手帳」をお持ちの方
両下肢、体幹、移動機能の障害(1・2級)／心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害(1・3級)／免疫、肝臓の障害(1～3級)
- ②「戦傷病者手帳」をお持ちの方
両下肢、体幹の障害(特別項症から第2項症)／心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害(特別項症から第3項症)
- ③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」である方

※代理記載制度 郵便等での不在者投票

ができる選挙人で、上肢、視覚の障害の程度が「身体障害者手帳」で1級、または「戦傷病者手帳」で特別項症から第2項症までの方は事前の届出で、投票の代理記載が認められます。

「郵便等投票証明書」が必要な場合は、町選挙管理委員会へ手続きをお願いし、詳細はお問い合わせください。

問 選挙管理委員会(総務課 庶務係内) ☎042(588)4114

子育て・教育

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給します。(すでに、ひとり親世帯分の支給を受けた方は対象外)

対象者のうち、申請不要で受け取れる方へは、6月中旬に特別給付金の支給が終了しています。支給されていない方で、対象となる方については、申請が必要となります。該当する方はお問い合わせください。

ください。支給対象者 ①②のいずれかに当てはまる方

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給を受けた方

②①のほか、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方

支給対象児童 ①平成16年4月2日から令和5年2月28日生まれの児童(障がい児は平成14年4月2日生まれ以降)

※支給対象者①に該当する場合

②平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれの児童(障がい児は平成15年4月2日生まれ以降)

※支給対象者②に該当する場合
支給額 対象児童一人につき5万円

申請不要の方 支給対象者①に該当する方
申請が必要な方 支給対象者②に該当する方

問 子育て福祉課 子育て支援係 ☎042(588)4113



令和5年度低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、ひとり親世帯分の低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給します。(すでに、ひとり親世帯以外分の支給を受けた方は対象外)

次の対象者のうち、①の方については申請不要となり、5月中に特別給付金の支給が終了しています。②と③に該当する方につきましては、申請が必要となります。該当する方はお問い合わせください。

支給対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の受給者
- ② 公的年金を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合)
- ③ 新型コロナウイルス感染症を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方



支給額 対象児童一人につき5万円
問 子育て福祉課 子育て支援係

☎ 042 (588) 4113

ファミリーサポートセンターからのお知らせ

ファミリー・サポート・センター利用会員、協力会員募集!!

ファミリー・サポート・センターとは、子育ての手助けが必要な方(利用会員)と子育てを手伝ってあげられる方(協力会員)が会員となり、利用会員が必要としている援助活動を協力会員が実施する、育児支援ネットワークです。利用会員は説明会への参加、協力会員はセンターが実施する協力会員養成講習会の受講終了後に活動を行っていただきます。活動後は利用会員から協力会員に利用料が支払われます。

☆ファミリー・サポート・センターは、こんなときに利用できます。

保育園・学童クラブ・幼稚園・学校の送迎、保育園・学校が休みのときの預かりなど

☆利用会員の条件(子育ての手助けが必要な方)

町内在住で、生後6か月～満12歳までの子どもの保護者で育児援助が必要な方

☆協力会員の条件(子育てを手伝ってあげられる方)

町内在住で、心身ともに健康な満20歳以上の方

☆利用料

平日午前7時30分～午後7時: 1時間あたり700円

平日午前7時30分～午後7時以外の時間・土曜日: 1時間あたり900円

☆申込 子ども家庭支援センターにお電話ください。



説明会(利用・協力会員対象)

※随時開催(要事前予約)

講習会(協力会員対象)

講義(一時保育者としての子どもとの関わり方)

日時 7月24日(月)・11月13日(月)

いずれも午前10時～(2時間程度)

場所 本庁舎1階 町民談話室

乳幼児救急法

協力会員希望者で説明会・講習会(講義)受講済みの方を対象に別途開催予定

申込 子ども家庭支援センターまでお電話ください。

問 子育て福祉課 子ども家庭支援センター

☎ 042 (588) 4113

ファミリー・サポート・センターのシステム

